令和5年度 介護保険サービス事業運営に係る 留意事項について

県南広域振興局 長寿社会課

(入所系)

<u>説明項目</u>

- 1 非常災害対策
- 2 勤務体制の確保等
- 3 栄養管理
- 4 口腔衛生の管理
- 5 事故発生の防止及び発生時の対応
- 6 衛生管理等
- 7 業務継続計画の策定等
- 8 虐待の防止
- 9 身体拘束廃止

1. 非常災害対策

各施設において、

非常災害に対処するため、必要な設備を設けるとともに、非常災害発生時の安全確保のために必要な具体的な計画を作成し、定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難・救出・その他必要な訓練を行わなければならない。

訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

消防関係者への協力依頼、具体的な指示を仰ぐ等、より実効性のあるものに

参考:WAM.NET HP「介護保険施設等における防災対策の強化について」

2. 勤務体制の確保

① 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

<u>医療・福祉関係の資格を有しない者</u>に対しては、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。

令和6年3月31日までは努力義務

② 職場における性的な言動(セクシュアルハラスメント)又は優越的な関係を背景とした言動(パワーハラスメント)であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業関係が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

また、利用者及びその家族等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、従業者の相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備する等、対策を検討すること。

参考:厚生労働省HP「介護現場におけるハラスメント対策」

3. 栄養管理

※老人福祉施設・老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院のみ

入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営む ことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わ なければならない。

令和6年3月31日までは努力義務

手順

- ①栄養ケア計画の作成
- ②記録
- ③評価・見直し

参考:厚生労働省HP「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する 基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

4. 口腔衛生の管理

※老人福祉施設・老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院のみ

入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

令和6年3月31日までは努力義務

- <u>口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導</u> 年に2回以上、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が実施
- 口腔衛生の管理に係る計画
 - ①助言を行った歯科医師 ②歯科医師からの助言の要点 ③具体的方策
 - ④事業所における実施目標 ⑤留意事項・特記事項 等を記載

5. 事故発生の防止及び発生時の対応

① 事故の発生又はその再発を防止するため。次の措置を講じること。

ア指針の整備

・事故発生時の対応・報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針

イ 従業者への周知

・報告内容・分析を通じた改善策を従業者へ 周知徹底する体制の整備

ウ 委員会の開催・研修の実施

- ・構成メンバー、責務及び役割分担の明確化
- ・Web等の活用

エ担当者を設置

- ・ア〜ウを適切に実施するための専任担当者
- ※委員会における安全対策担当者と同一の従業者

参考:厚生労働省HP「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」

5. 事故発生の防止及び発生時の対応

② 事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を 行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

参考:岩手県HP(県南局長寿社会課)「介護保険施設等における事故報告について」

- ③ 事故の状況及び事故の際して採った処置について記録しなければならない。
- ④ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

6. 衛生管理等

① 事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする)をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

参考:厚生労働省HP「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」

② 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

平常時の対策→施設内の衛生管理・日常のケアにかかる感染対策 発生時の対応→発生状況の把握・感染拡大の防止・関係機関との連携・行政への報告等

参考:厚生労働省HP「介護現場における感染対策の手引き」

6. 衛生管理等

③ 事業所において、従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

令和6年3月31日までは努力義務

参考:厚生労働省HP「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」

④ ①~③のほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

7. 業務継続計画(BCP)の策定等

① 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画(以下業務継続計画)という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

令和6年3月31日までは努力義務

② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

令和6年3月31日までは努力義務

③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

令和6年3月31日までは努力義務

7. 業務継続計画 (BCP) の策定等

感染症に係る業務継続計画

- ① 平時からの備え
 - ・体制構築・整備、感染症防止に向けた 取組の実施
 - ・備蓄品の確保等
- ② 初動対応
- ③ 感染拡大防止体制の確立
 - ・保健所との連携、濃厚接触者への対応
 - ・関係者との情報共有等

災害に係る業務継続計画

- ① 平常時の対応
 - ・建物・設備の安全対策、電気・水道等 のライフラインが停止した場合の対 策、必要品の備蓄等
- ② 緊急時の対応
 - ・業務継続計画発動基準、対応体制等
- ③ 他施設及び地域との連携

参考:厚生労働省HP「介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修」

†「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

ア虐待の未然防止

研修等を通じて、従業者に理解を促す必要がある。同様に従業者自身がそれぞれの責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要。

イ 虐待等の早期発見

虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等の必要な措置がとられてい<mark>ること</mark>が望ましい。

また、入所者及びその家族からの虐待等に係る相談、入所者から市町村への虐待の届出 について適切な対応をすること。

ウ 虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には速やかに市町村の窓口に通報する必要があり、事業所においては当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ 電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

令和6年3月31日までは努力義務

虐待防止検討委員会における検討事項

- ア 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- 工 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法 に関すること
- カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する こと
- キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

参考:厚生労働省HP「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」

② 虐待防止のための指針を整備すること。

令和6年3月31日までは努力義務

盛り込んでいただきたい項目

- ア 施設における虐待の防止に関する基本的考え方
- イ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針(研修は年2回以上実施)
- エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- カ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ク 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ケーその他虐待の防止の推進のために必要な事項

③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

令和6年3月31日までは努力義務

研修の内容

虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発 事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を図る。

④①~③の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

令和6年3月31日までは努力義務

※虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めること<mark>が望</mark>ましい

9. 身体拘束廃止

緊急やむを得ない場合

介護保険指定基準において、「利用者又は他の利用者等の生命又は 身体を保護するための緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められています。 切迫性 非代替性 一時性

上記3つの要件を<u>すべて満たし</u>、かつそれらの要件の確認等の手続きが<u>極めて慎重</u>に実施されているケースに限られます。

- ① 「緊急やむを得ない」の判断は担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断することが必要
- ② 身体拘束の内容、目的、時間、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に<mark>説明し、</mark> 理解を求めることが必要
- ③ 介護サービス提供者には、身体拘束に関する記録の作成等の義務がある

9. 身体拘束廃止

- ① サービスの提供にあたって、入所者又は他の入所者等の生命 又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体**拘** 束その他の入所者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」 という)を行ってはならない。
- ② 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。※当該記録は2年間保存すること。
- ③ 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

9. 身体拘束廃止

③ に定める措置

ア委員会の開催

- ・3か月に1回以上開催
- ・その結果を従業員全員に周知

ウ研修の実施

- ・構成メンバー、責務及び役割分担の明確化
- ・テレビ電話装置等の活用

イ指針の整備

・報告内容・分析を通じた改善策が従業者に 周知徹底する体制の整備

身体拘束時の記録

態様、時間、その際の入所者の心身の 状況、緊急やむを得ない理由を記録 (2年間保存)

身体拘束廃止未実施減算

『委員会の開催』『指針の整備』『研修の実施』『身体拘束時の記録』が適切に行われていない場合、身体拘束廃止未実施減算の対象となります。

10%/日の減算!!